

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成27年（2015年）5月29日付け山口警総第165号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成27年5月21日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「防府署管内における報道発表の資料（事件もので平成27年4月1日から5月20日までのもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「防府警察署における報道発表用紙（別紙のとおり）」とする別表の「公文書の件名」欄に掲げる10件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成27年6月16日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

本件決定について全く納得がいかない。高度な機関において判断されたし。

3 実施機関の理由説明に対する意見

意見書は提出されなかった。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件公文書について

本件公文書である「報道発表用紙」は、通常、実施機関が事件事故の発生や犯罪の検挙などについて報道発表する際に、県警及び警察署記者クラブに加盟する報道機関に対して提供するものであり、本件公文書に基づく、個人情報を含めた事実関係の報道は、当該各報道機関の判断により行われている。

したがって、本件において非開示とした部分を含む本件公文書が全て一般に公に

なっていると安易に考えることはできず、実際、主要新聞7紙で確認したところ、3件は記事になっていない。また、記事が出ている7件についても、1紙あるいは数紙が単発的に報道しただけで、その扱いは極めて小さく、被疑者の氏名等を冠して事件名が呼称されていたり、開示請求から開示決定までの間に、テレビや新聞で頻繁に報道されていたりする事実などは一切確認されていない。

なお、本件公文書に記載されている内容については、個々の事案で、それぞれ発表時において検討を行い、個人情報等を発表する「公益上の必要性」があるか否かを判断しているが、こうした発表は、事案の発生あるいは検挙を捉えて行う一時的なものであり、本件開示請求の時点においては、各事案の規模や内容、処分状況等から勘案して、既に、個人情報を開示する「公益性」は認められないものである。

2 基本的な考え方について

条例の目的は、第1条において、「県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、県民が公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県政の運営に対する県民の理解と信頼を確保し、県民の県政への参加を一層促進することを目的とする」とされ、さらに、条例第4条では、「条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならない」と実施機関の責務が定められている。一方、条例第22条では、「条例の適用に当たっては、公文書に記録されている個人及び法人その他の団体の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない」と規定されていることから、実施機関としては、このような条例の趣旨・理念を尊重し、以下のとおり、あくまでも条例に従って非開示情報該当性の判断を行い、かつ非開示部分については必要最小限にとどめるよう配意した。

3 非開示部分及び非開示理由について

(1) 条例第11条第2号（個人情報）の本文該当性について

本号は、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものである。

本件非開示部分は、被疑者の氏名、生年月日及び被害者の職業であるが、これらの情報は、個人に関する情報であって、直接あるいは他の情報と組み合わせることによって特定の個人が識別され得る情報であり、その全てが本号本文に該当することは明らかである。

(2) 条例第11条第2号ただし書口の該当性について

本号ただし書口において、「公表することを目的として実施機関が保有している情報」は、条例第11条第2号の規定から除くとされており、これに該当する情報は、個人情報として非開示事項にはならないこととなる。

しかし、本件公文書は、開示請求の時点では、既に、県警及び警察署の記者クラブに加盟する各報道機関に対する提供を終えており、将来に向けて改めて公表する予定は全くなく、万一、事件の関係者から名誉毀損等の訴訟提起が為された場合などに備え、一定期間、県警本部及び警察署で保管しているにすぎないものである。つまり、本件公文書は、公表目的で実施機関が保有しているものではなく、また、当然、法令等の規定により公表が予定されているものでもないことか

ら、ただし書口には該当しない。

仮に、このただし書口が、公表することを目的として「作成」された情報も含み、公表予定以外で実施機関が保有している情報も当たると解した場合でも、条例に「慣行として公にされ…」など、いわゆる「慣行公情報」の文言が明記されていない以上、条例第22条の規定から、開示できる個人情報、公表しても社会通念上プライバシーの権利など個人の権利利益を侵害するおそれがないことが確実である情報に限るべきと考える。

本件非開示情報については、特定の事件の被疑者や被害者の個人情報であることから、公表による権利利益の侵害は明らかであるため、開示することは妥当でない。

4 実施機関の意見

他県の情報公開条例では、個人情報原則非開示の除外事由で「慣行として公にされ、…」という文言が盛り込まれているものもあるが、本県の条例ではその記載がなく、条例第11条第2号ただし書口の「公表することを目的として実施機関が保有している情報」との文言で「慣行公情報」まで読み込むことはできないものと解される。

このため、本件公文書を全部開示とした場合、その根拠を欠き、被疑者等の事件関係者から損害賠償請求等が為されたときに対抗する術がないと判断し、実施機関として、条例の規定に従って、被疑者の氏名、生年月日及び被害者の特定につながる職業を非開示とする決定を行ったものであるが、それ以外の事実関係等に関する部分については全て開示しており、審査請求人の権利は十分に尊重されているものとする。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、防府警察署における報道発表用紙であり、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

3 条例第11条第2号該当性について

(1) 条例第11条第2号本文への該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、逮捕被疑者の氏名（ふりがな）及び生年月日並びに被害者の職業（以下「本件非開示情報」という。）が記載されていることを確認した。

本件非開示情報は、いずれも、個人に関する情報であって、本件公文書のそれ以外の情報等と結びつけることにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第11条第2号本文に該当する。

(2) 条例第11条第2号イからニまでへの該当性について

本件非開示情報は、条例第11条第2号イ、ハ及びニのいずれにも該当するものではないことは明らかであるため、同号ロへの該当性について検討する。

同号ロに規定する「公表することを目的として実施機関が保有している情報」とは、「公表することを目的として作成された情報」、「当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」、「当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報」、「公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上プライバシーの権利など個人の権利利益を侵害するおそれがないことが確実である情報」等をいうとされている。

実施機関の説明によれば、本件非開示情報は、特定の事件の被疑者や被害者の個人に関する情報で、公表することによって個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、公益上の必要性を判断の上、事案の発生あるいは検挙を捉えて報道機関に対して一時的に提供したものであり、開示請求の時点では、将来に向けて改めて公表する予定は全くなく、訴訟提起などがなされた場合などに備える目的で本件公文書を保管しているにすぎないとのことであるが、この説明に不合理な点はなく、当審査会としても首肯できるものである。

このような事件発生時の実情を前提にすると、本件非開示情報は、公表されることにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、本件処分が行われた時点においては、作成当初の公表目的が継続しているとは認められないことから、条例第11条第2号ロの規定にも該当しない。

よって、本件非開示情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、同号イからニまでのいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別表

公文書の件名	開示をしない部分	開示をしない理由
平成27年4月5日付け 「公務執行妨害事件被疑者の逮捕について」	被疑者の氏名、生年月日	○条例第11条第2号（個人情報） 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イからニまでのいずれにも該当しないため。以下同じ。
平成27年4月11日付け 「窃盗（万引き）被疑者の逮捕について」	〃	○条例第11条第2号（個人情報）
平成27年4月16日付け 「窃盗（職場ねらい）被疑者の逮捕について」	〃	○条例第11条第2号（個人情報）
平成27年4月18日付け 「強盗容疑事件の発生について」	被害者の職業	○条例第11条第2号（個人情報）
平成27年4月28日付け 「住居侵入被疑者の逮捕について」	被疑者の氏名、生年月日	○条例第11条第2号（個人情報）
平成27年4月29日付け 「道路交通法違反（酒気帯び運転）被疑者の逮捕について」	〃	○条例第11条第2号（個人情報）
平成27年5月8日付け 「道路交通法違反（無免許）被疑者の逮捕について」	〃	○条例第11条第2号（個人情報）
平成27年5月17日付け 「住居侵入被疑者の逮捕について」	〃	○条例第11条第2号（個人情報）
平成27年5月19日付け 「詐欺（寸借）被疑者の逮捕について」	〃	○条例第11条第2号（個人情報）
平成27年5月20日付け 「特定商取引に関する法律違反（不実の告知・不備書面交付）被疑者の逮捕について」	〃	○条例第11条第2号（個人情報）

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成27年 7月 8日	実施機関の上級行政庁である山口県公安委員会から諮問を受けた。
平成27年 7月13日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成27年 7月29日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年 8月 4日 9月16日	実施機関から提出された理由説明書の写しを審査請求人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成27年12月21日	事案の審議を行った。
平成28年 2月 9日	事案の審議を行った。
平成28年 4月28日	事案の審議を行った。
平成28年 6月 7日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長職務代理者
高 松 恵 子	司法書士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	

(平成28年6月7日現在)